

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章 通関業</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 許可</p> <p>(「人的構成に照らし」の意義等)</p> <p>5 - 2 法第 5 条第 2 号の適用については、次による。</p> <p>~ (省略)</p> <p>「十分な社会的信用を有する」とは、申請者（法人にあっては代表者及び役員等）<u>が関税法第 79 条第 3 項第 1 号ホからチまでの規定に該当するなどの社会的非難を受ける理由がなく、利用者の利益に重要な影響をもつ通関業務の担当者としてふさわしい者であることをいい、その取扱いは次による。</u></p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>(変更等届出手続)</p> <p>12 - 1 法第 12 条に規定する変更等の届出の手続は、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>法第 12 条に規定する変更等の届出を行う必要がある場合（当該変更等の届出が上記 ただし書きの規定に係るものである場合を除く。）であって、当該通関業者が関税法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者である場合には、上記 の規定にかかわらず、法第 12 条第 1 号の規定に基づく届出は、<u>関税法施行令第 69 条第 5 項の規定に基づく認定内容の変更の届出と併せて「特例輸入者等承認・認定内容変更届」( C - 9030 )</u>により行う。</p> <p>~ (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 通関業</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 許可</p> <p>(「人的構成に照らし」の意義等)</p> <p>5 - 2 法第 5 条第 2 号の適用については、次による。</p> <p>~ (同左)</p> <p>「十分な社会的信用を有する」とは、申請者（法人にあっては代表者及び役員等）に社会的非難を受ける理由がなく、利用者の利益に重要な影響をもつ通関業務の担当者としてふさわしい者であることをいい、その取扱いは次による。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>(変更等届出手續)</p> <p>12 - 1 法第 12 条に規定する変更等の届出の手続は、次による。</p> <p>(同左)</p> <p>法第 12 条に規定する変更等の届出を行う必要がある場合（当該変更等の届出が上記 ただし書きの規定に係るものである場合を除く。）であって、当該通関業者が関税法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者である場合には、上記 の規定にかかわらず、法第 12 条第 1 号の規定に基づく届出は、<u>関税法施行令第 69 条第 5 項の規定に基づく認定内容の変更の届出と併せて「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届」( C - 9030 )</u>により行う。</p> <p>~ (同左)</p>